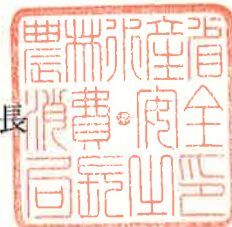


27消安第3594号
平成27年10月1日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」の一部改正につ
いて

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成27年法律第30号）が平成27年10月1日から施行されることに伴い、同日付けで「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。